

光風流本部制規

第一章 総 則

(名 称)

第 一 条 当組織は、光風流本部と称える。

(事務局)

第 二 条 当組織の事務局を光風流家元宅に置く。

(目 的)

第 三 条 当組織は光風流家元の制規に基づき、光風流各支部及び各地区所属指導資格者、並びに社中相互の融知・協調を図ると共に、華道技術及び知徳を高揚せしめ、光風流の発展と円滑なる運営を図るを第一の目的とし、地域社会の文化の発展に寄与する。

(事 業)

第 四 条 当組織は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

一、会員相互の連絡協調親睦に関する事。

二、展覧会及び講習会、研修に関する事。

三、その他目的達成に必要と認める事。

但し所属師範は必ず出席及び加入の責務あるものとする。

第二章 組 織

(資 格)

第 五 条 当組織の会員は、当流の認めた各支部及び各地区に所属する指導者並びにその社中とする。

第三章 役 員

(種 別)

第 六 条 当組織に次の役員を置く。

- 一、常任理事 若干名
- 二、理事 若干名
- 三、会計理事 一名
- 四、監査 二名
- 五、部長 二名

第 七 条 当組織に名誉顧問、顧問、名誉相談役、相談役、参与、名誉特別理事、名誉理事、参議、特別理事、特任理事を置く事が出来る。

(職 務)

第 八 条 役員の職務は次の通りとする。

- 一、会計理事は会計事務をつかさどる。
- 二、監査は当組織全般を監査する。
- 三、常任理事は常任理事会を構成し、当組織の重要事項を参画する。
- 四、顧問、相談役、参議、特別理事は家元及び常任理事の諮問や招聘に応じなければならない。
- 五、理事は当組織の重要事項に参加し、常任理事を補佐し理事会を構成する。
- 六、部長は総務部長及び事業部長とし、総務部長は企画、広報、庶務、記録に関する職務をつかさどる。
事業部長は展覧会、研修会、講習会に関する職務をつかさどる。

(選 出)

第 九 条 第六条、第七条の役員は家元が任命し、部長、会計は常任理事の内より選出する。

(任 期)

第 十 条 当組織の役員の任期は二ヶ年とし、再任を妨げない。
欠員補充による役員の任期は、前任者の残任期間とし
後任者就任するまでその職務を行う。

(身 分)

第 十 一 条 当組織の役員は名誉職とし、家元の制規に基づき活動
するものとする。

(定 年)

第 十 二 条 当組織の常任理事、理事は満七十歳で定年とする。

第四章 講 師

(種 別)

第 十 三 条 当流に教務部を設け次の講師を置く。

- | | |
|--------------|-----|
| 一、家元講師（教務理事） | 若干名 |
| 二、家元講師（教務幹事） | 若干名 |
| 三、家元准講師 | 若干名 |

第 十 四 条 前条の教務部に名誉特別講師、名誉講師、特別講師、
参与、特別准講師、参事、特任講師を置く事が出来る。

(職 務)

第 十 五 条 講師の職務は次の通りとする。

- 一、講師は、光風流各支部講習の教育にあたり家元
を補佐、代理する。
- 二、准講師は講師を補佐し、当組織の重要事項に参
加する。
- 三、名誉講師、参事、特別講師、特任講師は家元の
諮問や招聘に応じなければならない。
- 四、名誉講師、参事、特別講師、特任講師、講師、
准講師は、華道技術及び知徳を日々高揚せしめ

る。

(選 出)

第 十 六 条 講師の選出は次の通りとする。

- 一、第十三条の講師は准講師試験を経て家元が選出任命する。
- 二、第十四条の名誉講師、参事、特別講師、特任講師は第十三条の講師の内より家元が任命する。
- 三、講師の派遣先については毎年家元が任命する。

(任 期)

第 十 七 条 講師の任期は次の通りとする。

- 一、講師資格は終生とするが、講師としてあるまじき行いが公私を問わず認められた場合は、講師資格を剥奪するものとする。
- 二、派遣講師の任期は一年とし、重任及び再任は妨げない。

(身 分)

第 十 八 条 派遣講師並びに講師補佐の謝礼は細則において定める。

名誉講師、参事、特別講師、特任講師、講師、准講師は家元の制規に基づき活動するものとする。

(定 年)

第 十 九 条 講師、准講師は満七十歳で定年とする。

第五章 会 議

(構 成)

第 二 十 条 当組織の会議は次の通りとする。

- 一、常任理事会は常任理事をもって構成し、当組織

の重要事項を審議決定する。

二、理事会は理事をもって構成し、各事業を運営するにあたり各部を担当する。

三、支部長幹事長会議は支部長及び幹事長をもって構成し、各支部及び各地区運営に当って重要事項を参画する。

四、三役会は総務部長、事業部長、会計理事をもって構成し、常任理事会において審議する内容を参画する。

五、支部地区合同役員会は支部役員及び地区役員をもって構成し、支部及び地区運営に当たって意見交換に努める。

(招 集)

第二十一条 常任理事会、理事会、支部長幹事長会議、三役会、支部地区合同役員会は家元が招集し会議の議長を務める。

第六章 許 状

(階級申請)

第二十二条 階級申請期間並びに各階級礼録は、家元の制規によるものとする。

(許状の伝達)

第二十三条 許状の伝達について以下のとおり定める。

入門、初伝、中伝、奥伝は各指導者において行う。
師範代、国会司・皆伝、准師範、准諸国総会司・准華教、諸国総会司・華教、教授は各支部において行なう。

郡会司・准皆伝、師範、称号、特別階級、紋許の伝達は家元にてこれを行う。

第七章 財 政

(資産の構成)

第二十四条 当組織の資産は次の通りとする。

- 一、会費
- 二、臨時会費
- 三、寄付金
- 四、事業収入
- 五、その他の収入

(会 費)

第二十五条 当組織の会費は細則において定める。

(経費の支弁)

第二十六条 当組織の経費は第二十四条に掲げる資産で支弁する。

(予算及び決算)

第二十七条 当組織の予算は、会計理事が作成し常任理事会において定め、決算は会計監査を経て家元の承認を受け常任理事会において報告する。

(会計年度)

第二十八条 当組織の会計年度は、毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終わるものとする。

第八章 雑 則

(転 流)

第二十九条 他流所属の者にして当組織に加入せんとするときは、家元に申請しなければならない。

但し許状階級は家元の制規に基づき、当時の階級で認める。

(所属替)

第 三十 条 当組織所属者にして所属替えをせんとするときは、双方指導師範調印の上、所属支部長の承認を経て家元に具申するものとする。

(転居改姓等の具動)

第三十一条 当組織所属師範にして、転居、改姓、死亡、その他事故ある時は、各支部長が速やかにその旨を家元へ連絡する。

(除 名)

第三十二条 当組織所属師範にして光風流の名誉を傷つけ、又その他光風流に著しい損害を与えた者は、常任理事会において決定し、家元の承認を得て除名処分とし、書面にて全師範に通達する。

(制規及び細則の改正)

第三十三条 当組織の制規及び細則の改正は、家元に於いてこれを行う。
又当組織に於いて改正しなければならない場合には、家元にその旨具申する。

(各種団体加入の責務)

第三十四条 当組織の役員並びに講師は、(財)日本いけばな芸術協会、各都道府県いけばな協会、各市町村いけばな協会に加入しなければならない。
但し名誉顧問、顧問、名誉相談役、相談役、参与、名誉理事はその限りにあらず。

(委 任)

第三十五条 この制規に無い事は常任理事会で審議決定し、家元の承認を得て行うものとする。

第九章 付 則

昭和36年 1 月 22日実施
昭和45年 1 月 1 日一部改正
昭和46年 4 月 29日一部改正
昭和47年 4 月 1 日一部改正
昭和47年12月14日一部改正
昭和62年 4 月 1 日一部改正
昭和63年 3 月 8 日一部改正
昭和63年 4 月12日一部改正
平成 2 年 8 月26日一部改正
平成 3 年 1 月 1 日一部改正
平成 5 年 1 月 1 日一部改正
平成 5 年 9 月14日一部改正
平成 5 年10月12日一部改正
平成 5 年11月 9 日一部改正
平成 6 年 1 月 1 日一部改正
平成14年12月13日一部改正
平成17年10月11日一部改正
平成21年12月 8 日一部改正
平成22年 3 月 9 日一部改正
平成23年 1 月11日一部改正
令和 4 年 5 月28日一部改正
令和 5 年 8 月26日一部改正
令和 6 年11月 2 日一部改正

令和 6 年 1 2 月 7 日一部改正

細 則

第 一 条 役員としての遵守事項について次の通り定める。

- 一、あくまでも家元の補助であり合議制ではない。
- 二、組織内の和合一致を図る。
- 三、自分の位置をわきまえ私利私欲に走らず、組織の発展に全力をつくす。
- 四、率先して幹部、社中の模範となる様、上位の者は物事に当たり下級の者を誘導する。
- 五、周囲の機嫌取りをするような事はせず、物の道理をはっきりとする。
- 六、上位の者がはっきりとした意見を言わないと、下級の者が迷い方向を失う。
- 七、精神的修養に努め指導の任に当たる。
- 八、組織内の事は報告事項以外、一切他言無用。

第 二 条 当組織は、該当する各都道府県いけばな協会の協定に殉じ、入会金、月謝の額を決定する。

第 三 条 当組織の会費は年額とし、次のとおり定める。

- 一、終身会員（師範以上の許状を有する者）七千円。
- 二、指導者会員（郡会司・准皆伝以上、准師範までの許状を有する者）六千円。
- 三、正会員（光風流で学ぶすべての者）五千円。
- 四、名誉会員（家元が認めた者）免除。

尚、名誉会員は終身会員に特別な事情がある場合に限り、常任理事会において家元に具申し、認定することが出来る。

第 四 条 当組織の指導者には、生徒一名につき五百円の指導者奨

励金を授与するものとし、その授与は事始めにおいて該当年度分まとめて行なう。

尚ここでいう生徒とは会費納入者のことをさす。

第 五 条 記章の規定は家元の制規に基づき次の通り定める。

- 一、名誉顧問、顧問、名誉相談役、相談役、参与、名誉理事、参議、特別理事、常任理事、理事は、金の中に銀。
- 二、その他の師範以上は、銀の中に金。
- 三、当組織の行事には必ずこれを付けて出席し、万一付けていない場合参加資格を失う場合も有るものとする。

第 六 条 紋章床幕については家元の制規によるものとする。

第 七 条 斉号については家元の制規によるものとする。

第 八 条 十徳、紋付については家元の制規によるものとする。

第 九 条 免許披露について次の通り定める。

- 一、免許の披露は次の階級の申請を提出するまでに行うものとする。但し師範許状のみ、この限りにあらず。

第 十 条 師範検定試験について次の通り定める。

- 一、受験者資格は郡会司、准皆伝以上とする。
- 二、検定料は生花、盛花投入、各一万円とし、家元へ納入する。
- 三、検定で使用する材料は家元で準備する。
- 四、合格点は学科実技各八十点以上とする。
- 五、検定に当たっては、家元が検定委員一名を任命する事が出来る。但し受験者多数の場合は家元の判断により検定委員を増やす事も出来る。

- 六、検定委員の手当は、一人日額五千円とする。
- 七、毎年指導展と同日これを行うが、申し込みにより臨時検定試験も行う。

第十一条 准講師検定試験について次の通り定める。

- 一、受験者資格は准目代以上とする。
- 二、検定料は生花、盛花投入、各一万円とし、家元へ納入する。
- 三、検定で使用する材料は家元で準備する。
- 四、合格点は学科実技各八十点以上とする。
- 五、検定に当たっては、家元が検定委員一名を任命する事が出来る。但し受験者多数の場合は家元の判断により検定委員を増やす事も出来る。
- 六、検定委員の手当は、一人日額五千円とする。

第十二条 派遣講師の旅費について次の通り定める。

- 一、10キロ未満・・・・・・・・・・5000円以上
- 二、10キロ以上20キロ未満・・・10000円以上
- 三、20キロ以上40キロ未満・・・20000円以上
- 四、40キロ以上100キロ未満・・・30000円以上
- 五、公共交通機関を利用の場合や宿泊が必要な場合は、その実費と定める

但し上記金額は一回分の出張旅費とする。

第十三条 派遣講師謝礼について次の通り定める。

- 一、5人以下・・・・・・・・10000円以上
- 二、10人以下・・・・15000円以上
- 三、15人以下・・・・20000円以上
- 四、20人以下・・・・25000円以上
- 五、25人以下・・・・30000円以上

六、３０人以下・・・３５０００円以上

七、３１人以上は別途定めます。

但し上記金額は一日分の講師謝礼とする。

講師補佐の謝礼は一日２０００円とする。

講習会の見本花で使用する花器や必要な道具を派遣講師が持参する場合は、その謝礼として一回ークラス２０００円とする

第十四条 講習会費について次の通り定める。

一、錬成科講習会費は家元の制規によるものとする。

二、支部並びに地区の講習会費は、支部の規約によるものとする

第十五条 連絡網について次の通り定める。

・・・本部役員

・・・総務部長・・・

・・・支部長及び幹事長

・

・・・本部役員

家元・・・事業部長・・・

・・・支部長及び幹事長

・

・・・本部役員

・・・会計理事・・・

・・・支部長及び幹事長

但し支部長及び幹事長以降は支部並びに地区の連絡網に従うものとする。

第十六条 弔事規定について次の通り定める。

- 一、常任理事本人と同居家族に弔事有る場合、常任理事と理事は出席し、本部より生花一基と弔意メッセージを贈るものとする。尚、名誉顧問、顧問、名誉相談役、相談役、参与、名誉特別理事、参議、特別理事、そして名誉特別講師、名誉講師、特別講師、派遣講師の場合も同一に扱うものとする。
- 二、常任理事の家族に弔事有る場合、本部より弔意メッセージを贈るものとする。尚、名誉顧問、顧問、名誉相談役、相談役、参与、名誉特別理事、参議、特別理事、そして名誉特別講師、名誉講師、特別講師、派遣講師の場合も同一に扱うものとする。
- 三、理事本人と同居家族に弔事有る場合、常任理事並びに理事は出席するものとし、本部より弔意メッセージを送るものとする。尚、名誉理事、特任理事、監査、そして参与、特任講師、講師の場合も同一に扱うものとする。
- 四、理事の家族に弔事有る場合、弔意メッセージを贈るものとする。尚、名誉理事、特任理事、監査、そして参与、特任講師、講師の場合も同一に扱うものとする。
- 五、支部長及び幹事長本人と同居家族に弔事有る場合、常任理事と理事は出席し、本部より生花一基と弔意メッセージを贈るものとする。又、支部長及び幹事長経験者の場合も同様に扱うものとする。

- 六、支部長及び幹事長の家族に弔事有る場合、本部より弔意メッセージを贈るものとする。又、支部長及び幹事長経験者の場合も同様に扱うものとする。
- 七、支部及び地区の常任幹事本人と同居家族に弔事有る場合、常任理事は出席し、本部より弔意メッセージを贈るものとする。
- 八、支部及び地区の常任幹事の家族に弔事有る場合、本部より弔意メッセージを贈るものとする。
- 九、支部及び地区の幹事本人と同居家族に弔事有る場合、常任理事の代表者が出席し、本部より弔意メッセージを贈るものとする。尚、**特別准講師、参事**、准講師の場合も同一に扱うものとする。
- 十、支部及び地区の幹事の家族に弔事有る場合、本部より弔意メッセージを贈るものとする。尚、**特別准講師、参事**、准講師の場合も同一に扱うものとする。
- 十一、特別階級本人に弔事有る場合、常任理事の代表者が出席し、本部より弔意メッセージを贈るものとする。
- 十二、特別階級の家族に弔事有る場合、本部より弔意メッセージを贈るものとする。
- 上記の規定はあくまでも最低限のものであり、個人的な関係はこの限りにあらず。尚特別階級者については年会費納入者を前提とする。

付 則

昭和36年 1 月22日実施

昭和36年 3 月17日一部改正

昭和39年12月 1 日一部改正

昭和41年 4 月 1 日一部改正

昭和42年 7 月 1 日一部改正

昭和42年 8 月28日一部改正

昭和42年11月 1 日一部改正

昭和43年 5 月19日一部改正

昭和44年 6 月12日一部改正

昭和44年11月 3 日一部改正

昭和44年12月15日一部改正

昭和45年 3 月 1 日一部改正

昭和46年12月23日一部改正

昭和47年 2 月20日一部改正

昭和48年 1 月14日一部改正

昭和49年 1 月 1 日一部改正

昭和50年 1 月 1 日一部改正

昭和52年 1 月16日一部改正

昭和52年 8 月21日一部改正

昭和57年 4 月 1 日一部改正

昭和57年 9 月19日一部改正

昭和59年 3 月13日一部改正

昭和60年 2 月12日一部改正

昭和60年 4 月 9 日一部改正

昭和62年 4 月14日一部改正

昭和62年 5 月12日一部改正

昭和62年 7 月 1 4 日一部改正
昭和63年 5 月 1 0 日一部改正
昭和63年 6 月 1 4 日一部改正
平成 元 年 2 月 1 4 日一部改正
平成 元 年 3 月 1 4 日一部改正
平成 元 年 7 月 1 1 日一部改正
平成 2 年 8 月 2 6 日一部改正
平成 3 年 1 月 1 日一部改正
平成 5 年 1 月 1 日一部改正
平成 5 年 9 月 1 4 日一部改正
平成 5 年 1 0 月 1 2 日一部改正
平成 5 年 1 1 月 9 日一部改正
平成 6 年 1 月 1 日一部改正
平成 6 年 4 月 1 1 日一部改正
平成 9 年 4 月 1 日一部改正
平成 1 0 年 3 月 1 0 日一部改正
平成 1 1 年 1 月 1 2 日一部改正
平成 1 1 年 4 月 1 3 日一部改正
平成 1 4 年 1 0 月 8 日一部改正
平成 1 4 年 1 2 月 1 0 日一部改正
平成 1 5 年 9 月 9 日一部改正
平成 1 5 年 1 2 月 9 日一部改正
平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日一部改正
平成 2 1 年 1 1 月 1 0 日一部改正
平成 2 1 年 1 2 月 8 日一部改正
平成 2 2 年 3 月 9 日一部改正
平成 2 7 年 3 月 7 日一部改正

平成 2 9 年 4 月 1 日一部改正

平成 3 0 年 4 月 7 日一部改正

令和 元 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 1 0 月 2 日一部改正

令和 3 年 1 1 月 6 日一部改正

令和 3 年 1 2 月 4 日一部改正

令和 5 年 8 月 2 6 日一部改正

令和 7 年 4 月 5 日一部改正

光風流流祖

内藤 光風

光風流二世家元

内藤 正風